

第 3 部

第 7 期市川市障害福祉計画・
第 3 期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第7期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第3期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供

体制の整備を進めます。

また、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

さらに、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備を更に進めるとともに、これらの機能を強化します。

なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、基幹相談支援センターとの役割分担を明確化し、効果的な連携が確保できるようにします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

取組にあたっては、「市川市地域福祉計画」及び「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」等との整合性を図りつつ、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図るとともに、必要なサービスを活用し、地域の学校や保育所等において支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを行うとともに、ハラスメント対策、ICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の効率化など、職員の職場環境の整備を関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組・定着

障がい者等が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力等を発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

また、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図っていきます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 6～8 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することとします。

具体的には、下表において、189人の入所者のうち11人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方がいるため、結果として入所者の数は9名の減となります。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	189人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	180人	令和4年度末時点の施設入所者数を5%削減した人数
【目標値】 削減見込 (A - B)	9人 (5%)	
【目標値】 地域生活移行者数	11人 (6%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回以上／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10 人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回／年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、1,133 人となっています。

本市における「令和 8 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した 90 人となり、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援の充実を図ります。

本市においては、令和2年度から面的な体制により地域生活支援拠点等の整備を進めていますが、その機能の充実を図るため、年1回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。

なお、「地域生活支援拠点等」とは、次のような事業を実施するために必要な機能を有する「拠点」又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する「体制」のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年1回以上 実施	
【目標値】 強度行動障がい者を有する障 がい者に関して、関係機関 の連携した支援体制の整備	実施 年1名以上	支援ニーズの把握等の体制整備 暮らしの場の支援会議等との連携した ケースの数

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

具体的には、次のとおりです。

① 就労移行支援事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上にすることを目指します。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割とします。

② 就労継続支援 A 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上にすることを目指します。

③ 就労継続支援 B 事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上にすることを目指します。

④ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

(ア) 利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上にすることを目指します。

(イ) 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

項目	数値	備考
令和 3 年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	128 人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和 8 年度中の 年間一般就労移行者数	164 人 (A の 1.28 倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和 3 年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数 (B)	97 人	

【目標値】 令和 8 年度中の就労移行 支援事業における年間一 般就労移行者数	127 人 (B の 1.31 倍)	
令和 3 年度中の就労継続 支援 A 型事業における年 間一般就労移行者数 (C)	16 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労継続 支援 A 型事業における年 間一般就労移行者数	21 人 (C の 1.29 倍)	
令和 3 年度中の就労継続 支援 B 型事業における年 間一般就労移行者数 (D)	13 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労継続 支援 B 型事業における年 間一般就労移行者数	17 人 (D の 1.28 倍)	
令和 3 年度中の就労定着 支援事業における年間利 用者数 (E)	182 人	
【目標値】 令和 8 年度中の就労定着 支援事業所における年間 利用数	257 人 (E の 1.41 倍)	
【目標値】 令和 8 年度における就労 定着支援事業所のうち、 就労定着率が 70%以上の 事業所数の割合	25%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

地域の障がい児支援体制の充実に向けて、次のとおり目標を設定します。

- ・令和 8 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充します。
- ・令和 8 年度末までにライフサポートファイルの記入や活用を具体的に提案する活用講習会を年 10 回以上実施し、福祉⇔家庭⇔教育の連携を深めるための活用を推進します。

項目	数値等	備考
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制の拡充	134 人/月	令和 8 年度末までに一月に保育所等訪問 支援を利用する児童の数
目標値 ライフサポートファイル の普及・活用のための講 習会の開催	10 回/年	令和 8 年度末時点で保護者、事業所、教 育関係者等に向けた活用のための講習会 の開催回数

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門的 な指導・助言件数	1 件/年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	1 件/年	令和 8 年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターによ る地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	140 回/年	令和 8 年度末時点で

【目標値】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	55回／年	令和8年度末時点で
【目標値】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回／年	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	25	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の設置数	4	令和8年度末時点で
【目標値】 協議会の専門部会の実施回数	16回／年	令和8年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、他方、障害福祉サービス等に係る費用の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

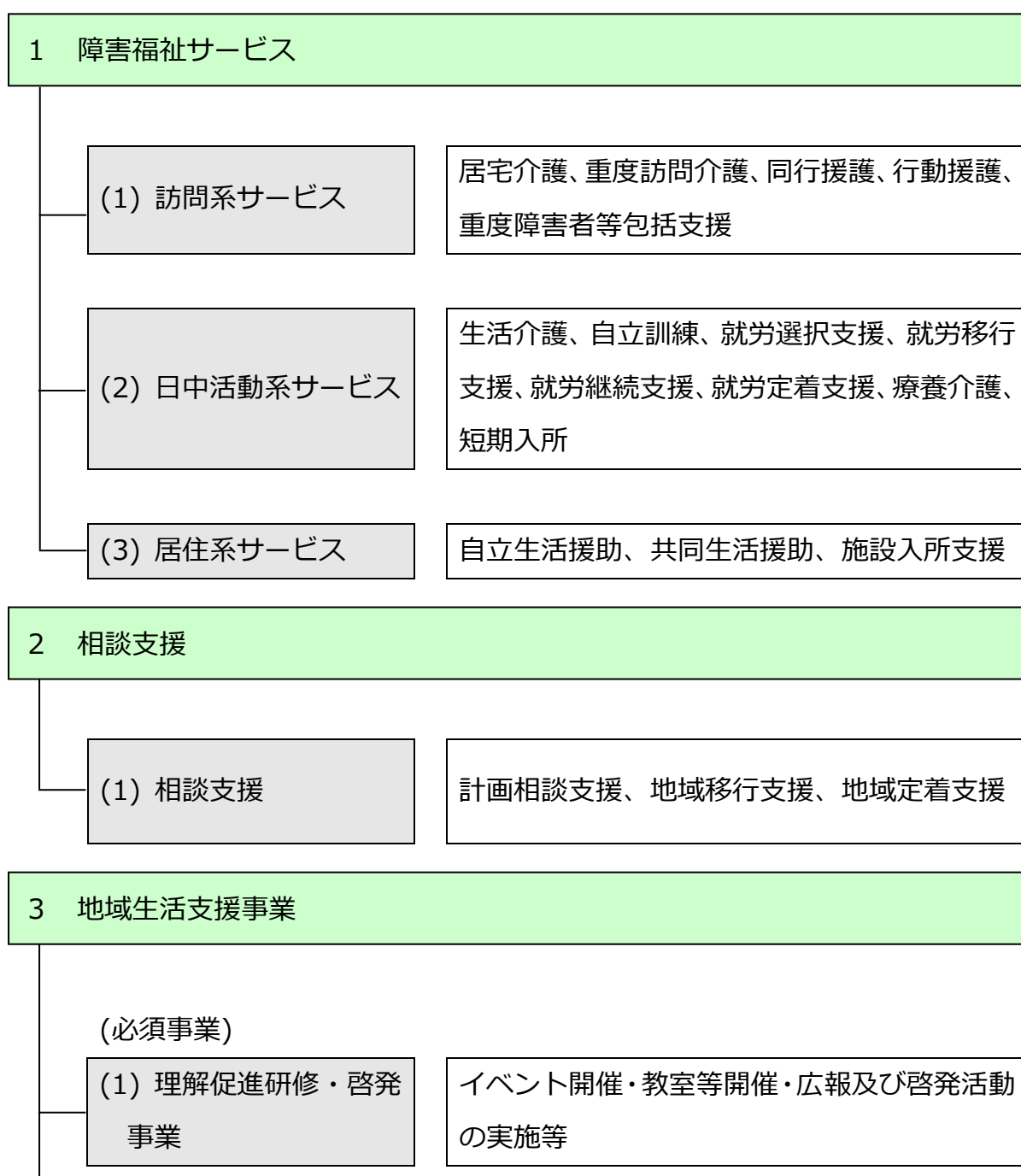
そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市職員の参加人数	10人/年	令和8年度末時点で
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 1回/年	令和8年度末時点で

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、次のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者・要約筆記者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄 ^{せつ} 管理支援用具、居宅生活動作補助用具
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	外出のための支援
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

- 訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画*に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。
- 今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供

体制の整備を進めます。

- 重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせ合わせて利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
訪問系サービス	居宅介護	540	540	540	実人/月
		11,287	11,400	11,514	時間/月
	重度訪問介護	25	25	25	実人/月
		3,619	3,619	3,619	時間/月
	同行援護	82	87	92	実人/月
		1,640	1,738	1,844	時間/月
	行動援護	3	3	3	実人/月
		48	48	48	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人/月
		0	0	0	時間/月

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- 市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

第2項 日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」のタイプがあります。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて支援を必要とする方に対し、短期間の生産活動等の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者及び通常の事業所に雇用されている障がい者に、就労の機会を提

	供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障される A 型（雇成型）と、雇用契約を結ばない B 型（非雇成型）のタイプがあります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 生活介護等の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。
- 生活介護の充実を望む声が高まっていることから、必要な地域への整備が図られる必要があります。
- 短期入所は、障がい者やその家族の高齢化などによりニーズの高まりがありますが、市内で医療的ケア児者の受け入れができる事業所はいまだ乏しく、身近な場における事業所の整備が課題となっています。
また、医療的ケア児者の受け入れができる事業所を望む声が多くなっていることから、整備を進めていく必要があります。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。
- 就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。

- 就労継続支援 A 型（雇成型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- 就労継続支援 B 型（非雇成型）については、生きがいや社会的役割を獲得するなど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。
- 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6 年度	7 年度	8 年度	
日中活動系サービス	療養介護	11	11	10	実人／月
	生活介護	789	796	804	実人／月
		【247】	【247】	【247】	
		16,147	16,631	17,130	延人日／月
	短期入所（福祉型）	127	132	137	延人日／月
		【35】	【34】	【32】	
		1,315	1,368	1,423	実人／月
	短期入所（医療型）	1	1	1	延人日／月
		【1】	【1】	【1】	
		3	3	3	実人／月
	自立訓練（機能訓練）	5	5	5	実人／月
		89	89	89	
自立訓練（生活訓練）	55	55	55	実人／月	
	(42)	(42)	(41)		
	680	680	680	延人日／月	

就労選択支援	0	267	546	実人/月
	214	225	236	実人/月
就労移行支援	4,220	4,684	5,199	延人日/月
	180	186	191	実人/月
就労継続支援 A 型	3,693	3,878	4,072	延人日/月
	524	535	546	実人/月
就労継続支援 B 型	9,052	9,414	9,791	延人日/月
	167	197	233	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【 】内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、サービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 生活介護について、必要な地域への整備が図られるよう支援するとともに、個々のニーズに対応できるサービス事業所の整備も推進していきます。
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入れ等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図るとともに、引き続き、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の活用を図っていきます。
- また、医療的ケア児者の受入れができる事業所の整備を推進していきます。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障がい者就労支援センターアクセスなどによる連携や協働を進めていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排せつ等の介護などを行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する方に対しては、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方や、居宅において単身であったり家族と同居していても当該家族等が障がい、疾病等であったりする方であって当該障がい者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある方に対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。

- 介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通時的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。
- 重度化・高齢化した障がい者に対しては、日中サービス支援型グループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。また、特に、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しているという課題が市川市自立支援協議会から提起されており、こうした方々に対応できるグループホームの整備を進めていく必要があります。
- 施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント*に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
居住系サービス	自立生活援助	5 (5)	5 (4)	4 (3)	実人/月
	共同生活援助	480 (169) 【48】	547 (201) 【55】	623 (239) 【62】	実人/月
	施設入所支援	200	202	204	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【 】内の数字は、重度障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- 適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の

待機状態の解消に努めます。

- グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、引き続き、「障害者グループホーム運営費補助金」事業等を活用し、運営を支援していきます。
また、日中活動系サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で日常生活等の支援を行う、日中サービス支援型のグループホームや、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けのグループホームについて、必要な地域への整備が図られるよう施策を進めていきます。
- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的として家賃負担に対する助成を実施します。
- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー*等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上を図っていきます。
- 重度の障がいのある方も受入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じて、民間で行われている取組も参考にしながら、その課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

	内容
基本相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○相談支援を行う事業には、「特定相談支援事業」と「一般相談支援事業」があります。これらは、「基本相談支援」を共通のものとして、これに加えて「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う、“2階建て”のような事業となります。

特定相談支援事業	一般相談支援事業
計画相談支援	地域相談支援
基本相談支援	基本相談支援

- 地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。
- サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）は、指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が作成するのが基本ですが、身近な地域に事業者がない場合やセルフプランの提出を希望する場合には、障がい者又は障がい児の保護者は、セルフプランを市町村に提出することができることになっています。セルフプランは、障がい者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものとされていますが、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する障がい者又は障がい児の保護者のためには、計画相談支援（障害児相談支援）の体制整備は引き続き進めていく必要があります。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、特定相談支援事業及び一般相談支援事業との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
相談支援	計画相談支援	761	799	839	実人/月
	地域移行支援	5 (5)	5 (5)	7 (7)	実人/月
	地域定着支援	4 (4)	5 (5)	5 (5)	実人/月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、今後もニーズの増大が見込まれるため、特定相談支援事業の運営及び相談支援専門員の育成等に対する補助制度等の検討をするとともに、事業の立ち上げ介護保険事業者を含む

事業者に対してこの事業への参入を促すための方策を検討していきます。

また、市川市自立支援協議会相談支援部会と連携して特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい者福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病*の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院*」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援などに係る事業は、法律上、市町村にとって「行うものとする」とされている事業（市町村必須事業）になっています。さらに、これらに市町村や都道府県が自主的に取り組む「市町村任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めることのできる研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し「心のバリアフリー」の推進及び地域共生社会の実現を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

○本市では、20以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成24年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談

支援センター「えくる」行徳ステーション) において整備されています。

- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と特定相談支援事業・一般相談支援事業との適切な役割分担だけでなく、重層的支援体制整備事業や地域生活支援拠点等コーディネーターなどとの役割の違いを明確にするとともに、各関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、障害者虐待防止法に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に設

置した運営協議会にて、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。

- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS*）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンター*など的高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知や、知的障害者福祉法第28条及び精神保健福祉法第51条の11の2の規定に基づく後見開始等の審判の請求（※）、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方の経済的負担を軽減するための助成金の支給を行う事業です。なお、後見開始等の審判の請求に要した費用については、本人に負担させる旨の家庭裁判所からの審判があったときには、本市が支弁した費用について本人に請求します。

（※ 市長村長が知的障がい者や精神障がい者の福祉を図るため特に必要があると認めるときに家庭裁判所に対して行うことができる請求のこと。）

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者及び精神障がい者につき、福祉を図るため特に必要があると認めるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行います。また、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給します。

(2) 事業の実施に関する考え方

○成年後見制度については、成年後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。

○また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

○市川市後見支援センターと連携して、成年後見に関する相談や制度に関する周知啓発を図り、体制を充実させていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度利用支援事業	50	51	52	実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の市川市後見支援センター等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 法人後見については、本市では、市川市社会福祉協議会において実施されています。また、本市からの業務委託により、市川市社会福祉協議会において、成年後見制度の周知・啓発や、市民後見人の養成及び育成（平成28年度より）、親族後見人の相談支援を実施しています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人の養成講座や育成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人の養成講座や育成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の社会的自立となる意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続等の利便を図ります。
要約筆記者設置事業	要約筆記者を市役所に設置して、市役所内での要約支援等を行うことにより、事務手続等の利便を図ります。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者や要約筆記者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。
- 点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	150	150	150	実利用人／年
手話通訳者等設置事業	3	3	3	設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者や要約筆記者を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

用具の用途	主な具体例
介護・訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄 ^{せつ} 管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄 ^{せつ} 管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	手すりの取付け、床段差の解消といった、障がい者等の居宅生活動作等を円滑にするための用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(2) 事業の実施に関する考え方

○給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等を調査し、必要な方に適正な用具を給付します。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
介護・訓練支援用具	25	25	25	延給付件数/年
自立生活支援用具	45	45	45	延給付件数/年
在宅療養等支援用具	45	45	45	延給付件数/年
情報・意思疎通支援用具	100	100	100	延給付件数/年
排泄 ^{せつ} 管理支援用具	8,000	8,000	8,000	延給付件数/年
居宅生活動作補助用具	5	5	5	延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

- 利用者のニーズや、用具の機能や性能の向上に合わせ、必要に応じて給付品目及び基準額の見直しを行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成講座を受講することにより、手話通訳者全国統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
手話奉仕員養成研修事業	15	15	15	実養成講習修了見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の社会参加のため、外出の支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっています。
- また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
移動支援事業	73	75	77	箇所
	529	540	551	実人／年
	45,494	46,440	47,386	延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

- 見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。
- 利用者の増大に合わせて、サービスの質の向上及び提供体制の確保が必要なことから、サービス提供に係る費用や上限時間等、制度の見直しを検討するとともに、必要な予算の確保に努めます。

第 10 項 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、事業の種類（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	基礎的事業を行います。従前の小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- Ⅰ型・Ⅱ型については、旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等からの移行により、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については指定障害福祉サービス事業者*への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を求められています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	6年度	7年度	8年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	6	6	6	平均実利用人数/日
地域活動支援センターⅢ型	9	9	9	箇所
	50	50	50	平均実利用人数/日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

事業名		実施内容
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障がい者に係る生活支援事業）		視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
社会参加促進事業	失語症会話パートナー派遣事業	言語障がいにより意思疎通に支障のある失語症者の社会参加の促進を図るため、失語症会話パートナーを失語症者に派遣します。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上などに資するレクリエーション活動などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

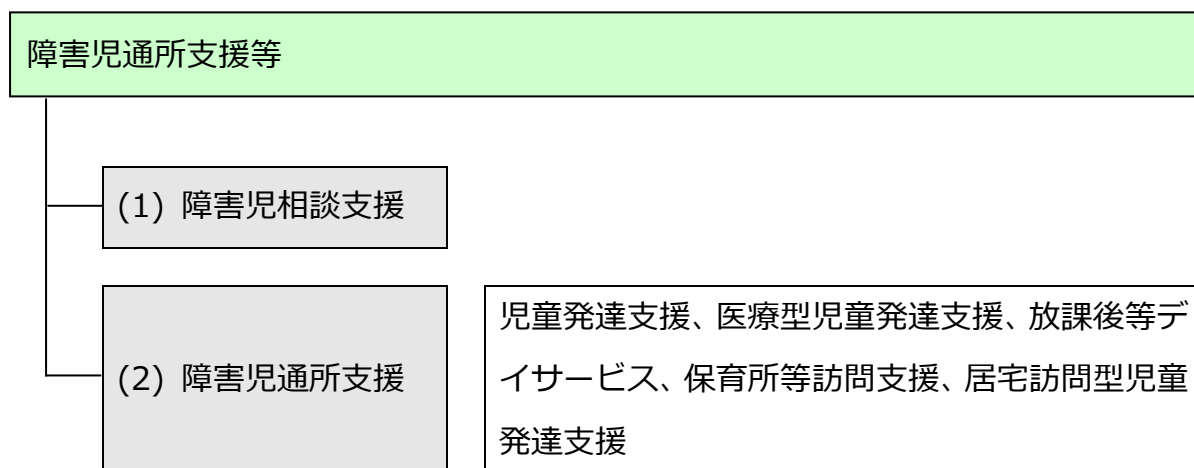
	芸術・文化講座開催等事業	障がい者等の作品展、音楽会などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳や音声訳による広報紙を発行します。
	自動車運転免許取得助成事業	上肢、下肢又は体幹に重度の障がいをもつ身体障がい者が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造助成事業	障がい者等が自動車運転免許を取得する際、取得に要する費用の一部を助成します。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第 2 節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が給付の実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が給付の実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画*の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい以外で外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 児童発達支援センターは、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入り口としての相談機能の4つの機能を担う中核センターとして、地域の障がい児支援体制を整備していくことが求められています。
- 障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。
- 児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。
- 保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

		見込量			単位
		6年度	7年度	8年度	
障害児相談支援		67	72	77	実人/月
障害児通所支援	児童発達支援（※）	650	734	830	実人/月
		6,910	7,740	8,669	延人日/月
	医療型児童発達支援（※）	-	-	-	実人/月
		-	-	-	延人日/月

放課後等デイサービス	1,011	1,052	1,094	実人／月
	13,187	14,374	15,667	延人日／月
保育所等訪問支援	92	113	134	実人／月
	138	170	201	延人日／月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	実人／月
	0	0	0	延人日／月

※ 福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援の一元化に伴い、福祉型児童発達支援及び医療型児童発達支援をまとめて算出

(4) 見込量を確保するための方策

- 療育を必要とする児童が身近な地域で支援が受けられることが保障されるように、関係機関（保健、医療、教育等）との連携を深めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスは医療的ケア児等を含め、利用を希望する保護者や子どものニーズに応じて、事業所を選択できるように体制を整備していきます。
- セルフプランでサービスを利用する場合、手続や、その他利用に際してのお困りごとについては、こども発達センター及び児童発達支援センターにて相談に応じていきます。また、必要な家庭が相談につながるができるよう、児童発達支援センターの機能について周知していきます。
- 障がいの特性を踏まえて質の高い支援を提供できるよう、事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。

